

令和6年度第1回千葉市環境審議会環境保全推進計画部会 議事録

- 1 日時 令和6年11月1日（金） 午後4時10分～5時00分
 - 2 場所 千葉市役所1階 正庁（演壇あり側）
 - 3 出席者
（出席委員） （対面）桑波田部会長、岡本委員（環境審議会会長）、河井委員、
下野委員、唐委員、中間委員、森川委員
（オンライン） 杉田副部会長、安立委員、高梨（元）委員（途中から）
（欠席委員） 石井委員、瀬古委員、柳原委員
（事務局） 環境局長、環境総務課長、環境保全課長、環境規制課長、
司会（環境総務課主査）
 - 4 議題等
（議題） 千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について（諮問・答申）
（報告事項1） 水環境・生物多様性保全計画の進捗状況について
（報告事項2） カーボンリサイクル試験高炉建設に係る地下水汚染対策について
 - 5 議事の概要 （1）議題について諮問が行われた。
（2）議題について質疑の結果、原案のとおりとすることが適当と認められ、答申が行われた。
（3）報告事項1、2それぞれについて、報告が行われた。
 - 6 会議経過 以下のとおり
- 司会 それでは、ただいまから、令和6年度第1回千葉市環境審議会環境保全推進計画部会を開催させていただきます。
- 私は、本日進行を務めさせていただきます環境総務課の小山と申します。よろしく願いいたします。
- この会議につきましても先ほどの環境審議会同様、委員の半数以上の出席が必要でございます。総数13人おられますうちの、7人がご来場により、2人がオンラインによりご参加くださっており、合計9人となりますので、半数以上であることから、会議は成立しておりますことをご報告いたします。石井委員、瀬古委員、柳原委員につきましては、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。また、高梨元輝委員は、現在接続されていない状態となっております。
- 続きまして、会議資料につきましては、次第に記載のとおりでございます。10月29日にメールで配布させていただいたのと、ほぼ同じものを机上に配らせていただいております。メールでお送りしたものと机上に配布し

たものとの相違点は、資料１－１の諮問書写し、こちらの日付・番号・押印の有無といったところだけでございます。また、画面による資料の共有は必要最低限にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、オンラインでご出席の方の留意事項ですけれども、先ほどの環境審議会と同様で、ご発言時以外は音声ミュートということをお願いいたします。

最後に、会議及び議事録の公開についてですが、こちらも先ほどの環境審議会と同様、公開の対象でございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。ここからの議事の進行につきましては、桑波田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

桑波田部会長　こんにちは。それではまず、本日の議題である「千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について」、事務局よりお願いいたします。

環境規制課長　環境規制課の工平です。座って説明させていただきます。

本日、議題として提出させていただきました「千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について」ですが、参考資料１－１をご覧ください。

３つ目の丸、一番下の丸ですけれども、この個所の「排水基準について」ですが、環境保全条例第２９条第３項で「市長は、排水基準を定めようとするときは、千葉市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。」とあります。今回は排水基準の見直しを考えており、この部会において、お諮りしたいと存じます。お手元の資料１－１が諮問書の写しとなっております。

諮問書を環境局長宮本より岡本会長にお渡ししたいと存じますので、大変恐縮ですが、岡本会長におかれましては、前のほうにお願いします。

（岡本会長及び環境局長、起立し壇上に移動）

環境局長　では諮問させていただきます。

「千葉市環境審議会　会長　岡本真一様

千葉市長　神谷俊一

千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について（諮問）

千葉市環境保全条例第２９条第３項の規定により、下記の事項について諮問します。」

以下は省略させていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

（環境局長から岡本会長へ諮問書を手渡し）

岡本会長　はい。

（岡本会長及び環境局長、自席に戻り着席）

ただいま諮問を頂戴いたしました。

桑波田部会長 ありがとうございます。それでは改めまして事務局より、諮問について説明をお願いします。

環境規制課長 それでは改めまして、資料１－２をお願いします。

「１ 概要」ですが、環境保全条例において定める排水基準は、水質汚濁防止法に基づく排出規制と同等の効果を得るため、法の排水基準を準用しています。この度、法における排水基準を定める省令が改正されたことから、法の基準にあわせて、環境保全条例施行規則を改正するものです。

「２ 規則の改正案」ですが、規則第１４条の規定、これは排水基準の規定で別表４に基準を定めるとあります。この別表４ですけれども、下に表の抜粋をお示しています。項目中の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、許容限度を日平均値、１立方センチメートル中３,０００個を１ミリリットル中８００ＣＦＵ、コロニー形成単位に改めるものです。施行日につきましては、法規則の施行日にあわせ、令和７年４月１日とします。

「３ 対象施設及び排水基準」ですが、対象施設につきましては、法適用対象とならない施設のうち、汚濁負荷の大きい施設、いわゆる横出しの施設を市独自として規定しております。

参考資料１－１をお願いします。

中ほどの表に示します４つの施設が対象の施設となります。

現在の届出数は、ばい煙または粉じんの湿式処理施設が１、牛房施設などが７、し尿浄化槽が２８となっておりますが、今回規制対象となる施設は、排水量の関係などで該当する施設はありません。

資料１－２に戻っていただきまして、排水基準につきましては、先ほど説明しましたとおり、法と同等の効果を得るために法に基づく排水基準を準用しております。

「４ 法等の改正」ですが、今年１月に「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、よりの確にふん便汚染をとらえる指標として、排水基準項目の「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直され、併せて許容限度も改正しているところです。

ふん便汚染の指標は、大腸菌数が妥当であるとの認識でしたが、当初、基準設定当時は大腸菌のみを検出する技術が確立されていなかったため、大腸菌群数を指標としておりました。近年、測定技術が確立したことから、項目の見直しがされたものです。

参考資料１－３をお願いします。許容限度につきましては、「２ 大腸菌群数と大腸菌数の関係」に記載のとおり、環境省の調査ですけれども、これに

よりますと、大腸菌群数に対する大腸菌数の存在比が平均0.295であったことから、大腸菌群数の許容限度値3,000に相当する大腸菌数は885程度となり、この数値を切り下げて許容限度を800としました。

説明は以上となりますが、本議題につきましては、誠に勝手に恐縮ではございますが本日答申をいただきたく、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

桑波田部会長

ありがとうございます。

それでは、議題について事務局から説明をしていただきましたけれども、何か委員の皆様からご意見などありますでしょうか。ご専門の委員の方からご意見をいただけないかと思います。

（間をおいてから唐委員が挙手）

唐委員、お願いします。

唐委員

私も素人ではありますが、改正にあたって非常に重要だと思いますが、2つお聞きしたいです。

1つは、大腸菌群数から大腸菌数になって分析方法が変わるのですが、その分析方法是既に千葉市では確立されているのでしょうか。もう1つは、これまでの過去のデータとこれからのデータの比較面において、どのようにお考えでしょうか。

桑波田部会長

事務局より回答をお願いします。

環境規制課長

まずデータのほうですけれども、これまで旧環境基本計画の目標値として大腸菌群数を採用してきており、達成できていない状況です。

また、見直しました大腸菌数が新環境基本計画の指標となっており、これについても達成できていない状況です。発生源が大事だと思いますけれども、1か所は発生源らしきものからの流入が無くなっており、そこについては改善が期待されるところなのですけれども、そこもまだはつきりはしないので、状況を見守りたいと考えています。

分析方法については、大腸菌群数から大腸菌数になってもほとんどかわっていません。

桑波田部会長

ありがとうございました。

国の規定のとおりに千葉市も対応するということでよろしいですね。

ほかにご意見よろしいでしょうか。

河井委員

すみません、単純に、3,000だと群数で、その中で大腸菌といえるものが0.295だから885というのは分かるのですけれども、CFUというのは「個」と同じものなのでしょうか。

環境規制課長

CFUは、菌が繁殖して一定時間後に形成したコロニーの数を表しています。コロニーは必ずしも1個の菌が分裂して形成されるものではないため、個

という単位からコロニー形成単位に変更されました。ですので、正確に言う
と「個」とは別のものです。

大腸菌は、そのものに害があるというよりは、それが存在するところに赤痢
等の感染症の恐れがあるということで指標になっているのですけれども、死
滅しているものはカウントしないで、生きている菌が形成したコロニー、集
団の数を、大腸菌数として数えることになっております。

桑波田部会長

よろしいですか。

河井委員

分かったような、分からないような……。

桑波田部会長

補足がありましたら。

環境規制課長

菌の中には死滅して増えないものもありまして、大腸菌は、そのものに害が
あるというよりは、それが存在するところに赤痢等の感染症の恐れがある
ということで指標になっているのですけれども、死滅しているものはカウント
しないで、増殖している、生きている菌をカウントしますので、そういった
ものがコロニー、集団を形成する数を、大腸菌数として数えるという単位に
なっております。

桑波田部会長

よろしいですか。

河井委員

そもそもが、環境省で捉え方が変わったから市もそうするということですよ
ね。

環境規制課長

そうです、おっしゃるとおりで、水質汚濁防止法に定められている規制対象
の施設、これだけでは足りないということで、環境保全条例で補う観点から、
お示した4つの施設についても法と同じ規制をかけるつくりになって
おりますので、規制基準についても法と同じ基準を適用していくということ
で今回、改正しようとしております。

河井委員

ありがとうございます。

桑波田部会長

はい、ありがとうございました。他にご意見はございますでしょうか。

(しばらく間)

では、ご意見をいただきましたが、そろそろまとめたいと思います。

諮問に対する回答をしなければなりません、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは答申のほうに入らせていただきたいのですが、事務局のほうはよろ
しいですか。

環境規制課長

ありがとうございます。答申につきましては、予め事務局のほうで答申書の
案を用意しておりますので、今からお配りしたいと思います。

(答申書案を対面の委員に配布するとともに画面共有)

桑波田部会長

それでは、事務局から示されました答申の案のとおりにしたいと思います
が、よろしいでしょうか。

(異議なし)

岡本会長 それでは岡本会長、よろしくお願いいたします。

岡本会長 承知しました。それでは千葉市長宛てに答申いたします。

（岡本会長及び環境局長、起立し壇上に移動）

「令和6年11月1日

千葉市長 神谷俊一様

千葉市環境審議会会長 岡本真一

千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について（答申）

令和6年11月1日付け6千環環規(ろくちかんかんき)第976号で諮問のありました下記事項について、原案のとおりとすることが適当であると認めます。」

以下省略いたします。よろしくお願いいたします。

（岡本会長から環境局長へ答申書を手渡し）

環境局長 千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について答申をいただきました。どうもありがとうございました。

（岡本会長及び環境局長、自席に戻り着席）

司会 答申に関しまして、事務局から補足説明をさせていただきます。

ただいま岡本会長からいただいた答申書の確定文に関しましては、後日、議事録の確認をお願いする機会に、委員の皆様にご写しをお送りしようと考えております。よろしくお願いいたします。

桑波田部会長 ありがとうございます。

続きまして、報告事項のほうに入らせていただきます。

「水環境・生物多様性保全計画の進捗状況について」、よろしくお願いいたします。

環境保全課長 環境保全課長の木下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

「千葉市水環境・生物多様性保全計画の進捗状況」についてご報告いたします。

本計画につきましては、本年度が進行管理の初年度となりますので、ご報告に先立ちまして、全体の概要を簡単にご説明させていただきます。

まず、資料2-1をご覧ください。

計画の全体構成図を示しております。

本計画は、千葉市環境基本計画のもとで、互いに密接な関係にある水環境や生物多様性の保全について一体的に推進する計画として、2023年3月に策定しました。

計画期間は、2023年度から2032年度までの10年間であり、基本理念である「水の環（わ）はぐくむ にぎわい輝く生命（いのち）のつながりを 子ども

もたちの未来へ」を実現するため、「水環境の保全活用」、「生物多様性の保全再生」、「計画の推進体制の整備」の3つを「取組みの柱」とし、「施策の方向性」と、その達成状況を把握するための「指標」を定めた上で、様々な施策を推進していくこととしております。

計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルの手法により点検・評価を行っていくこととしており、このたび、計画策定以降初めてとなる点検・評価の結果をご報告させていただくものでございます。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

3つの「取組みの柱」に紐づく「施策の方向性」及びその達成状況を評価するための「指標」ごとに、計画策定時に用いた2021年度の現状値、計画の最終年度である2032年度の目標値、参考といたしまして2022年度の実績値、そして今回のご報告内容の中心となる2023年度の実績値とその状況、考察、課題及び評価の結果を一覧表にして示しております。

施策の方向性は全部で13、指標ベースでは全部で14あり、そのうち環境基本計画と同一の指標となっているものが7つございます。

また、評価につきましては、千葉市環境基本計画と同一の指標となっているものが多いことから、同計画の評価方法を参考に行うこととしました。具体的には、表の下注釈に示したとおり、指標ごとの進捗度をSからDの5段階とし、それに応じて5点から0点までの得点を付け、その得点と、取組みの柱との指標数を基にした配点から、取組みの柱ごとに得点率を算出しました。

それでは、2023年度の評価について、表の上から順に、簡単にご説明いたします。

はじめに、「取組みの柱：水環境の保全活用」についてです。

「水環境・水循環の理解の促進」として、「水環境や水循環について理解している市民の割合」についてですが、目標値が100%のところ、実績値は、水環境が48.3%、水循環が54.3%となっており、前年度から市民の理解度は向上しています。向上した理由は、本市の啓発等に加え、温暖化に伴う気候変動に関する報道等による、世論の関心の高まりが考えられ、今後、目標の達成に向けて、継続的な啓発活動の実施が必要となっています。進捗度はCです。

続きまして、「豊かな水辺の保全・創出」として、「多自然護岸整備河川等の延長」についてですが、目標値が17,449mのところ、実績値は13,831mとなっています。現在は二級河川の支川都川の整備が進められていますが、現

場条件に応じた適切な対処が必要となっています。進捗度はCです。

次に、「きれいな水の保全」として、「水質環境目標値達成率」についてですが、目標値が100%のところ、実績値は73.3%でした。目標値を達成できていない要因として、河川では「大腸菌数」、海域では「COD・全窒素・全りん・底層DO」が未達成となっています。法令等に基づく工場・事業場への規制・指導等の取組みを実施しているところですが、今後、目標達成に向け、河川では継続的なモニタリング等を通じた状況把握、海域では内陸部からの流入する汚濁の削減や周辺自治体との連携が必要となっております。進捗度はBです。

続きまして、「水資源の持続可能な利用」として、「単年度沈下量2cm未満の地点数の割合」についてですが、目標値が100%のところ、実績値は100%となりました。これは、千葉市環境保全条例等による地盤沈下対策が適切に実行されているためであると考えられます。進捗度はSです。

続きまして、「地域の水辺とふれあう機会の創出」として、「自然観察会等の参加者数・開催数」についてですが、目標値が、参加者数が2,450人、開催数が140回のところ、実績値は、参加者数が230人、開催数が12回となっております。人数と回数は次年度以降累計していき、2032年度に目標値達成を目指しております。自然観察会のようなイベントでは、開催日当日に欠席する方が一定数いることから、当日参加者数を確保するための対策が必要となっております。進捗度はCです。

以上、「取組みの柱：水環境の保全活用」の全体として、配点25点中、得点は14点となっており、得点率は56%となりました。

続きまして、「取組みの柱：生物多様性の保全再生」についてです。

まず、「生物多様性・生態系の理解の促進」として、「生物多様性について理解している市民の割合」についてですが、目標値が100%のところ、実績値は57.8%となっており、前年度より2.2ポイント増加しました。本市の啓発等の効果等が数値の改善に寄与したと考えられますが、市民の生物多様性への理解を高めるため、普及啓発に係る施策のさらなる拡充が必要となっております。進捗度はCです。

続きまして、「豊かな緑の保全・創出」として、「谷津田の保全協定締結面積」についてですが、目標値が80.17haのところ、実績値は63.82haとなっており、前年度から2.14ha増加しております。今後も、さらなる保全区域の拡

大のため、地権者との継続的な交渉が必要となっております。進捗度はCです。

続きまして、「貴重な動植物の保護及び外来生物対策」として、「貴重な生物の生息数」についてですが、目標値が現状値より増加となっているところ、実績値は現状値を下回る結果となりました。生息量は天候等の影響により年度によって増減があるため、モニタリング及び生息場の保全・維持の継続、また調査人員の育成・発掘が必要となっております。進捗度はDです。また、「特定外来生物の防除数」についてですが、目標値が2,350頭のところ、実績値は398頭となっています。防除数は次年度以降累計していき、2032年度に目標値達成を目指しております。2023年度は、農政部による集中捕獲事業の実績が大きく寄与したと考えられます。捕獲実績が年々増加しており、集中捕獲事業を除いた捕獲数でも高止まりしていることから、さらなる捕獲の強化が必要となっております。進捗度はCです。

続きまして、「生物多様性がもたらす資源の持続可能な利用」として、「家庭系食品ロス量」についてですが、目標値が2,900 tのところ、実績値は4,686 tとなっており、前年度から約1,100 t増加いたしました。要因としましては、コロナ禍の自粛が明け、経済活動等が活発化する中、食品ロスへの意識が希薄となったことが考えられ、今後も食品ロス削減に関する啓発等を行っていくことが課題となっております。進捗度はDです。

続きまして、「地域の自然とふれあう機会の創出」として、「自然観察会等の参加者数・開催数」についてですが、こちらは先ほどご説明した「地域の水辺とふれあう機会の創出」と同じ指標となっておりますので、省略させていただきます。

以上、「取組みの柱：生物多様性の保全再生」の全体につきましては、配点30点中、得点は8点となり、得点率は27%となりました。

最後に、「取組みの柱：計画の推進体制の整備」についてです。

まず、「人材の確保・育成」として、「ボランティア育成講座の受講者数・開催数」についてですが、目標値が、受講者数が1,200人、開催数が60回のところ、実績値は、受講者数が72人、開催数は6回となっております。人数と回数は次年度以降累計していき、2032年度に目標値達成を目指しております。回数としては計画どおりですが、人数が目標値へのトレンドに対して下回って推移しております。講座の当日欠席者への対策が必要なほか、講座受講後、実際に保全活動に移行する参加者が少ないため、保全活動団体と連携して受入れに繋げていくことが必要となっております。進捗度はCで

す。

続きまして、「ボランティア等の活動支援」ですが、「地域環境保全自主活動事業補助金の交付団体数」についてです。目標値が30団体のところ、実績はありませんでした。補助要件に千葉市民活動センターへの登録があることや、あくまで補助のため団体側の費用負担があることが利用の少ない理由と考えられますが、目標達成に向け、新たな団体に向けた周知や利用しやすい制度の構築が必要と考えております。進捗度はDです。

最後に、「市と市民等によるモニタリング体制の整備」として、「貴重な生物のモニタリング地点数」についてですが、目標値が14地点のところ、実績値は4地点となっています。今後、モニタリング調査を担う市民団体等の発掘・連携や、貴重な生き物の生息地点の把握が必要となっております。進捗度はCです。

以上、「取組みの柱：計画の推進体制の整備」の全体といたしましては、配点15点中、得点は4点となり、得点率は27%となりました。

以上が、2023年度の概況と評価の結果となっております。

今回は進行管理の初年度ということもあり、特に累計型の指標では進捗度の評価が低いものも多くなっておりますが、目標値の達成に向けまして、引き続き各種施策を実施してまいります。

説明は以上です。

（環境保全課長の説明途中で、高梨（元）委員がZoom入室）

桑波田部会長

ご説明ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明を聞きまして、委員の皆様から質問やご意見はありますでしょうか。

下野委員

1つ質問してもよろしいですか。

桑波田部会長

お願いします。

下野委員

東邦大学の下野です。

食品ロスが非常に増えたのが印象的だったのですが、コロナ前の食品ロスは、やはりこれくらいあったのでしょうか。コロナの中で外食も減ってしましたし、食品ロスが減っていたのは理解できますし、明けて増えたのも分かるのですが、これがコロナ前の水準なのか、あるいは、活動が盛んになったゆえの一時的な増加で今後は減る見通しがあるのかなどありましたら、お教えいただければと思います。

環境保全課長

環境保全課、木下です。

まず2023年度の実績について、4,686 t になるのですが、これに関しましては、コロナ前、例えば2020年度ですと4,382 t となっておりますので、

概ねその前の状態に戻ったと考えています。今後は特に家庭系の食品ロス削減を目標にしておりますので、食品ロスに対する普及啓発を充実させることによって、さらに削減を目指しており、2030年度の目標2,900 t を達成できるように色々な施策を進めたいと考えております。以上です。

桑波田部会長

よろしいでしょうか。

下野委員

はい。

桑波田部会長

ありがとうございます。私たちも取組みを進めていかなければいけないと思いました。

それではお時間もありますけれども、次に進めてよろしいでしょうか。

(少しの間)

では続きまして、報告事項の2、「カーボンリサイクル試験高炉建設に係る地下水汚染対策への影響について」、事務局からご説明をお願いします。

環境規制課長

はい、環境規制課、工平です。

「カーボンリサイクル試験高炉建設に係る地下水汚染対策への影響について」、報告いたします。

資料3をお願いします。

今回の報告ですが、この部会の下部組織であります地下水保全専門委員会で審議したものを報告するもので、専門委員会をこれまで4回開催しておりますが、第2回までの審議内容につきましては、本部会に報告をしておりますが、新しい委員の方もいらっしゃいますので、多少繰り返しの報告となりますので、ご承知おきください。

左上の「1 経緯」ですが、JFEスチールは平成13年ごろにステンレス製造時に発生するダストを有効利用するためダスト製錬炉を右上の図に示す位置に建設しました。この施設の稼働におきまして、排ガス中のばいじんを洗浄する工程でシアンを含む水が漏洩し、地下水汚染が発生しました。この地下水汚染に対し、当部会の下に「シアン対策専門委員会」及び「環境問題対策専門委員会」を設置しまして、審議しております。地下水汚染対策について提言をいただき、事業者におきましては、地下水浄化などの対策を実施しており、現在も続けております。なお、このダスト製錬炉につきましては、既に停止しているところです。

その後、この汚染エリアにおきまして、低炭素に資する試験高炉の建設を進める計画があり、この建設を進めるにあたり、地下水汚染の拡大・拡散がないよう防止対策の妥当性や浄化の促進計画について、地下水保全専門委員会において検討したところです。

ここで、低炭素に資する試験高炉について簡単にご説明します。

参考資料3の「グリーンイノベーション基金事業『製鉄プロセスにおける水素活用』プロジェクトの概要」をお願いいたします。

国が創設しましたグリーンイノベーション基金、G I 基金ですけれども、これを活用しまして、カーボンリサイクル高炉を建設するものですが、概念図にありますように、高炉から発生する高炉ガス中の二酸化炭素を回収し、メタネーション施設において水素と反応させ、そこでCH₄、メタンに変換し、このメタンを高炉で還元剤の一部として使用することにより、コークス使用量を減らし、ひいては二酸化炭素の発生量を削減するというものになっております。

資料3に戻っていただき、左下の「地下水保全専門委員会での審議状況」をお願いします。先ほども説明しましたが、令和4年8月からこれまで4回ほど委員会を開催し、令和4年11月にこの部会に第2回までの審議状況をご報告したところです。

(1)の「前回の部会への報告概要」ですが、試験高炉の建設に伴う土壤汚染、地下水汚染の防除対策について、事業者が作成しました「工事における地下水汚染対策案」及び「地下水汚染の浄化促進計画案」を審議し、事業者に対して下に掲げる提言を示しているところです。

提言は3点ございまして、

1つ目が、事業者が作成した、工事に伴う土壤・地下水の防除対策、これは適当でありますので、工事を進める上での法的手続きを進めて構わないということ

2つ目としまして、杭打ちなどの土木工事を始める前に、10メートルメッシュの土壤調査を実施し、その結果について委員会で審議・再確認を受けること

3点目として、地下水の流動方向や土壤汚染調査を計画どおり実施し、新たに設置するモニタリング井戸と用水浄化井戸の位置など、調査結果を踏まえ策定した計画について、委員会で審議し、確認を受けること

の3点となります。

右上に移っていただきまして、(2)の「今回報告する内容」をお願いします。

昨年1月と11月に委員会を開催しまして、提言に基づく対策などの審議をしました。

第3回委員会では、提言にありました土壤及び地下水調査結果を報告し、工事に係る土壤・地下水汚染の防除対策及び作業員への暴露対策は適当であり、土木工事を着工することに問題はなく、委員会として了承しました。

調査内容としましては土壌調査を28か所行い、その結果2か所でシアンが検出されましたが、地下水は不検出という結果でした。

調査結果を踏まえた対策としまして、掘削除去した汚染土を同じエリア内で遮水シートによる封じ込め方法や作業員の暴露対策として検知モニターの装着などを審議したところです。

第4回の委員会では、土壌汚染や地下水汚染の分布状況や地下水の流動方向等の調査結果を提示し、これに基づき新たに揚水井戸2か所を増設し浄化を進める浄化促進計画を委員会に報告し、計画どおり実施することは問題ない旨、了承をいただいたところです。

また、増設する揚水井戸はより効果があるよう、シアン濃度などの物性を深度別に測定し、地層の分布状況を把握し、汚染が残っている推定箇所を示し、設置位置について審議をしたところです。

最後に「3 今後の予定」ですが、浄化推進計画では下の表のとおり、観測の井戸は既設の7か所19本に4か所13本を追加し、計11か所32本でモニタリングを継続いたします。

また、揚水井戸ですけれども、既設2か所4本に2か所4本を増設し、計4か所8本で揚水による浄化を進めていきます。

これらのデータがある程度蓄積したところで、浄化促進計画の効果について委員会において審議を改めていただく予定となっております。

なお、カーボンリサイクル高炉の稼働につきましては表の記載のとおり、来年度より稼働と事業者より聞いております。

報告は以上となります。

桑波田部会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明を受けて、ご質問などありますでしょうか。いかがでしょう。

岡本会長

このカーボンリサイクル高炉というのは、温暖化防止の施策の一つとして技術的にこれから注目を受けるのではないかと思います。千葉市の温室効果ガスの削減計画の中で、この事業というのは今後の削減量の中に組み込まれているのかどうか、もし今、入っていないければ、今後このような事業に対して市としてどういう方向で検討しているのか考えをお聞かせいただければと思います。

環境規制課長

温暖化対策については、今まさしく隣の環境総合施策部会のほうでご報告しているところかと思いますが、千葉市の温暖化対策実行計画におきましては、部門ごとに削減目標を掲げて、2030年度までには2013年度比で48%の削減目標を掲げているところなのですけれども、産業部門につきましては、なかなか市が効果的な施策を実施できないということで、実行計画に

おきましては、産業部門を除いて目標を立てているところです。

産業部門につきましては、千葉市の特色として、この製鉄所も含めて大きな企業が多く、排出量を占めておりまして、鉄鋼業界も2050年のカーボンニュートラルを目指すと言っていますので、そこは自主的にやっているということで産業部門を計画から除いております。そこは企業・事業者の削減対策を見守っていくという状況、市として後押しを進めていくという考えです。

桑波田部会長

よろしいでしょうか。

今後、企業もかなり努力していかれると思いますが、行政からもバックアップしていただければと思います。

他にございませんか。大丈夫ですか。

(間)

それではこれもちまして、本日の議事は全て終わりました。事務局に進行をお返しいたしますので、連絡事項などがあればお願いします。

司会

桑波田部会長ありがとうございました。

本日の議事録については、冒頭でお知らせしましたとおり、公開することとなっております。

議事録の案を事務局で作成後、委員の皆様に確認いただきまして確定し、市ホームページで公表いたします。

事務連絡は以上でございます。

以上を持ちまして、令和6年度第1回千葉市環境審議会環境保全推進計画部会を終了いたします。委員の皆様にあつては長時間のご協力ありがとうございました。

事務局一同

どうもありがとうございました。

(閉会)